

**【 投 薬 】****５１０ アミオダロン塩酸塩【内服薬】（不整脈等）の算定について**

《令和７年４月３０日》

**○ 取扱い**

次の傷病名のみに対するアミオダロン塩酸塩【内服薬】（アンカロン錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 不整脈
- (2) 心室期外収縮
- (3) 心不全
- (4) 心不全のない心房細動
- (5) 肥大型心筋症のない心房細動

**○ 取扱いを作成した根拠等**

アミオダロン塩酸塩【内服薬】（アンカロン錠等）は、添付文書の効能・効果に「生命に危険のある下記の再発性不整脈で他の抗不整脈薬が無効か、又は使用できない場合（下記は、心室細動、心室性頻拍、心不全（低心機能）又は肥大型心筋症に伴う心房細動）」と記載されており、警告として「患者の限定」の項において「他の抗不整脈薬が無効か、又は副作用により使用できない致死的不整脈患者にのみ使用すること」と示されているとおり、致死的不整脈に対し投与されるものである。

したがって、単なる不整脈、心室期外収縮、心不全の傷病名での算定は不適切であり、また、心不全や肥大型心筋症のない心房細動は適応外である。

以上のことから、上記(1)から(5)の傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。